

諮問庁：国立大学法人京都大学

諮問日：平成29年12月6日（平成29年（独情）諮問第80号）

答申日：平成30年3月14日（平成29年度（独情）答申第72号）

事件名：特定の実験で用いるマカクザルに係る譲渡証明書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定の実験で用いるマカクザルに係る譲渡証明書，繁殖証明書，見積書，納品書及び請求書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，国立大学法人京都大学（以下「京都大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年6月5日付け京大総法情第4号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

不開示とされた部分のうち，「譲渡証明書の譲渡した民間業者名及び譲渡先民間業者名」について開示を求める。なお，印影については開示を求めない。

イ 審査請求の理由

不開示の理由として「公にすることにより，当該法人の権利，その他正当な利益を害するおそれがある情報である」と説明されているが，これは国民を軽侮するもの以外なものでもない。国民が情報を得ることで，当該法人のこういった権利や利益を害するおそれがあるというのか，その具体的な説明もなされず，非開示にすることは到底納得できない。

取引先は個人ではなく，法人である。社会的に責任のある立場として当該法人が適正に業務を行っているならば，国民に広く，それを

アピールすることもできるはずである。それにもかかわらず非開示にするということは、その機会を奪うばかりか、当該法人との取引に対して、有らぬ憶測を呼ぶおそれがあるものである。

国税によって実施されている研究に用いられる研究資源（今回の場合はニホンザル）について、国民は、どこから得ているのかを知ってはじめて、その入手ルートや方法が妥当かつ正当なものなのかを検証することができるのである。譲渡元や譲渡先が不開示では、不正な国有財産の出入りや癒着等があっても国民の監視の目が行き届かないことになる。つまりは、情報公開制度が意味をなさなくなってしまうも同然である。

よって、「譲渡証明書の譲渡した民間業者名及び譲渡先民間業者名」の開示を求めるものである。

(2) 意見書

「譲渡証明書中に記載のある譲渡した民間業者名及び譲渡先民間業者名」を不開示とした理由について、諮問庁から提出された理由説明書には、当該民間業者から「情報が開示されることで、不当な圧力を受けて営業に甚大な被害を生じる可能性がある」旨の意見があったためとある。

今回の場合、不当な圧力や被害を与えるのは、開示請求をしている当会であると見なされる。当会は、設立以来、当然のことながら法を遵守して社会に貢献する活動を行っており、法人として、動物問題に関連し、国民のモラルの向上を目指す立場にいる。そのような当会の開示請求に対して、「不当な圧力」や「甚大な被害」という理由で非開示にするというのは、当会の社会的な立場と名誉を著しく汚すのも同然であり、看過できない。

しかも、「不当な圧力」や「甚大な被害」とはどういったものなのか、その具体的な説明もなされず、非開示にすることは到底納得できない。

実験動物に係る業に限らず、どのような業者であっても、何らかの被害に遭う可能性は皆無ではない。当該民間業者が「不当な圧力」や「甚大な被害」を過去に実際に受けたのならまだしも、海外の企業や他機関が受けた被害を挙げて、「自分たちにも起こり得る可能性がある」と言い出したら際限がなく、この主張が通るなら、取引業者名の非開示はいくらでも認められることになる。

審査請求書で述べたことと重複するが、取引先は個人ではなく、法人である。社会的に責任のある立場として当該民間業者が適正に業務を行っているならば、国民に堂々と知らせるべきであり、非開示にするということは、当該民間業者との取引に対して、有らぬ憶測を呼ぶおそれがあるものである。特に本件の動物実験責任者である特定教授と当該民間業者は、特定教授が他の研究機関に在籍していた時から取引を続けてい

るとのことであり、なおさら癒着関係等の疑いを生じさせてしまう。

国税によって実施されている研究に用いられる研究資源（今回の場合はマカクザル）は、国民の財産である。自分たちの財産について、国民は知る権利があるのは当然のうえ、どこから得ているのかを知ってはじめて、その入手ルートや方法が妥当かつ正当なものなのかを検証することができるのである。譲渡元や譲渡先が不開示では、不正な国有財産の出入りや癒着等があっても国民の監視の目が行き届かないことになる。つまりは、情報公開制度が意味をなさなくなってしまうも同然である。

よって、「譲渡証明書中に記載のある譲渡した民間業者名及び譲渡先民間業者名」の開示を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人が開示請求書で開示を請求した法人文書の名称

特定の実験で用いるマカクザルの入手に係る文書すべて（例：「見積書」「売買契約書」「請求書」「納品書」「領収書」「動物の戸籍簿」に該当する文書）

2 審査請求に係る原処分

審査請求人が指定する実験について、下記の法人文書を特定し、一部開示決定を行った。

- ・譲渡証明書
- ・繁殖証明書
- ・見積書
- ・納品書
- ・請求書

このうち、譲渡証明書中に記載のある、譲渡した民間業者名及び譲渡先民間業者名は、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号に該当するため、不開示とする決定を行った。

3 原処分を行った理由

審査請求人は、平成29年4月3日付法人文書開示請求書により、京都大学の特定の実験に用いるマカクザルの入手に係る文書全ての開示を求めたものである。

これについて処分庁は、開示請求に係る法人文書を特定し、一部開示決定を行った。

この原処分に対する審査請求の内容は、処分庁が不開示と決定した、譲渡証明書中に記載のある譲渡した民間業者名及び譲渡先民間業者名について、これを開示すべきというものである。

本件開示請求において、対象法人文書中に記載のある民間事業者はすべて、本件文書中の実験の責任者である教授が、過去に在籍した研究機関で

同様の開示請求があった際に意見を求め、自己の正当な権利利益を害されるおそれがある旨、明確な反対意見を寄せていた事業者であった。現に英国において、実験動物を取り扱う特定の企業が、過激な動物愛護団体等からの圧力を受けて倒産の危機に瀕したことや、国内でも動物実験を行う機関が不法侵入、窃盗等の被害を受けた実例があること等に鑑みれば、当該事業者の危惧には現実の可能性があり、現在もその社会状況に特段の変化があったわけではなく、法5条2号に該当すると判断し、不開示と決定したものである。

本件審査請求を受け、諮問庁から当該民間事業者に改めて社名や代表者名等、事業者の特定が可能となる情報の開示の可否について意見を求めたところ、「情報が開示されることで、不当な圧力を受けて営業に甚大な被害を生じる可能性がある」旨の反対意見があり、現在においても当該事業者の意見に変更がないことを確認した。また、これを開示すれば、今後その法人名を開示されることを懸念して民間事業者が諮問庁との取引を中止するおそれがあり、ひいては諮問庁の研究に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きにも該当し、よって原処分維持が適切と考え、諮問を行うものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年12月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月11日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月15日 | 審議 |
| ⑤ | 同年2月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定の実験で用いるマカクザルの入手に係る文書の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、「譲渡証明書の譲渡した民間業者名及び譲渡先民間業者名」（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、本件不開示部分は法5条2号及び4号柱書きに該当し、原処分を維持すべきである旨説明することから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当該部分について諮問庁は、該当の民間事業者は全て、実験の責任者が過去に在籍した研究機関で同様の開示請求があった際に事業者名等の開示について明確な反対意見を寄せていた事業者であって、現に英国において、実験動物を取り扱う特定の企業が、過激な動物愛護団体等からの圧力を受けて倒産の危機に瀕したことや、国内でも動物実験を行う機関が不法侵入、窃盗等の被害を受けた実例があること等に鑑みれば、当該事業者の危惧には現実の可能性があり、現在もその社会状況に特段の変化があったわけではなく、法5条2号に該当すると判断し、原処分において不開示としたものである旨説明する。

そして、審査請求を受けたことから該当の民間事業者に改めて社名等の情報の開示の可否について意見を求め、「情報が開示されることで、不当な圧力を受けて営業に甚大な被害を生じる可能性がある」旨の反対意見を得て現在においても当該事業者の意見に変更がないことを確認したとした上で、これを開示することにより、今後その法人名を開示されることを懸念して民間事業者が京都大学との取引を中止するおそれがあり、ひいては京都大学の研究に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きにも該当する旨説明する。

(2) 本件不開示部分を公にすることにより該当の民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを否定し難い。

したがって、本件不開示部分は法5条2号イに該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び4号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司